令和7年3月30日

依 頼 者 様　各 位

佐 藤 誠 三 税 理 士 事 務 所
行 政 書 士 佐 藤 誠 三 事 務 所
税理士 ・ 行政書士 佐 藤 誠 三

依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則について

標記のことについて、令和4年9月6日付の「依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則について」を一部改定し、下記のとおり定めます。

記

序章　当事務所の基本的な考え方

1．事務所運営について

（基本的な考え方）

税理士業、行政書士業は、基本的にはサービス業であると考えています。依頼者様への感謝の気持ちを忘れず、依頼者様と共に歩む身近な存在でありたいと考えています。このご時世、いろんな意味で四苦八苦することばかりですが、良好な信頼関係を構築して一緒に乗り切っていきたいと考えています。

（大切にしたい依頼者様のために）

当事務所は事業規模が小さいため、できることに限りがあります。また、むやみに事務所を大きくしたり、他の業種にまで手を広げることは、依頼者様に対するサービスが悪くなったり、当事務所の業務に支障が生じるおそれがあります。たくさんの依頼者様がいらっしゃいますが、当事務所のサービスを本当に必要としている依頼者様との出会いを大切にし、その依頼者様のために当事務所ができることは何なのか、しっかり考えて業務を行っていきたいと考えています。

そして、依頼者様が必要とする時に必要なお手伝いができるよう、依頼者様が気軽に利用することができる料金の設定ができるよう、事業規模が小さい事務所にしかできないサービスの提供に挑戦していきたいと考えています。

（情報の発信）

当事務所に関する情報を発信することは、依頼者様に対するサービスの一環だと考えます。

当事務所に関する情報について、依頼者様への情報紙の配付のほか、広報紙及びWebサイトを活用して発信することに努めていきたいと考えています。

（地域や社会への貢献）

事業とは、利益を追求することを目的とした活動です。依頼者様により良いサービスを提供させていただくため、事業における不測の事態に備えるため、そして、当事務所の仕事に従事する者やその家族の生活のためには、健全で透明性のある経営によって必要な利益を確保しなければなりません。しかし、それ以上の有り余る利益は、依頼者様や当事務所の仕事に従事する者、そして地域や社会に還元されて然るべきだと考えます。

税理士、行政書士などの専門職は、その資格を有していなければならないのは当然のことですが、それぞれの団体に登録をしなければ業として行うことができません。また、その資格を有していない者が業として行った場合、例えば税理士法違反、行政書士法違反として刑事責任を問われることになります。

日本国民には憲法で保障された職業選択の自由があります。しかし、一部の職種については、一定の要件がなければ業として行うことができません。税理士、行政書士などの専門職は、選挙で選ばれた国民の代表から法律という形で業として行うことを認められているため、国民から特権を与えられているといえます。

特権を与えられている者は、社会に貢献しなければならないという義務と責任があるという考えがあります。当事務所は、地域や社会の振興と発展に貢献できる活動を通じて、社会的な責任を果たしていきたいと考えています。

（法令の遵守）

当事務所は、依頼者様にとって適正な申告と納税、諸手続ができるお手伝いをさせていただくとともに、税理士法や行政書士法などの各種法令を遵守し、依頼者様から得た個人情報や秘密を漏らすことがないよう、しっかりとした管理と保護に努めます。

2．業務地域について

（設定の趣旨）

当事務所は、依頼者様とのコミュニケーションが十分に図れる時間を確保すること、依頼者様に何かあった際にはすぐ駆けつけて対応することが出来ることを重点に置いています。その一環として、依頼者様に関係する業務については、依頼者様の事務所又はご自宅へ訪問させていた

だいて行うことを基本としております。依頼者様にとってはいろいろなご負担をお掛けすることになるかもしれませんが、依頼者様の大切な書類を外に持ち出す必要がなくなるため、外での紛失を防ぐことができます。また、業務の過程で法令上の判断が必要な場合、関係書類をその場で確認させていただくことができるため、時間を掛けずに処理することが可能になります。そして、依頼者様がお時間を無駄にすることなくお仕事に専念できるのではないかと考えています。

（業務地域について）

当事務所から公共交通機関又は自動車を利用し、高速道路等の有料道路、通常の運賃以外に別途料金を要する列車を利用せずに陸路で移動することを条件とし、当事務所から目的地まで片道2時間程度で到達できる圏内、当事務所を中心に半径約30キロ圏内（長崎市（旧外海町、旧琴海町を除く）、長与町、時津町の各市町のうち、旧高島町を除く離島を除く地域）を業務地域といたします。なお、依頼者様のご要望にお応えするために当事務所が必要と認める場合につきましては、当事務所を中心に半径約60キロ圏内の地域まで対応させていただきます。

（業務地域以外の依頼者様について）

メールや電話、FAXを活用し、電子帳簿や電子申告、電子申請などICT化を図ることで、今まで以上に税理士業務、行政書士業務の効率化を図ることができます。税理士業務においては、インターネットの普及と税務手続のICT化により、全国各地の税理士事務所から情報を入手し、遠方の税理士事務所に業務を依頼しても、近隣の税理士事務所と変わらないサービスが受けられるようになりました。しかし、当事務所では、サービスが確実に中途半端で不十分なものになることを承知で遠方の依頼者様のご依頼を受ける理由や必要性があるとは思えませんし、どうしても「地元の税理士に依頼できない事情があるのでは？」と疑念を抱かざるを得ません。

また、行政書士業務についても税理士業務と同様、依頼者様の地元で業務を行う行政書士に依頼することで、依頼者様の地元事情を考慮したきめ細かなサービスを受けることができるのではないかと考えます。そのため、当事務所では、業務地域以外の依頼者様からのご依頼はお受けいたしません。

3．契約について

税理士事務所では依頼者様との間で「顧問契約」を締結します。顧問契約は、契約期間が1年間になっておりますが、1年間の自動更新になっていることがほとんどです。そのため、業務内容や料金の見直しが定期的に行われることはありません。また、業務をしない月があったとしても月額の料金支払があります。

当事務所では、業務内容や料金の見直しを年1回行うことができるよう従来型の顧問契約を

止め、依頼者様との契約は「基本契約」と「業務契約」の2種類を設定しています。

（基本契約について）

基本契約は、税理士事務所でいうところの「顧問契約」にあたる契約です。依頼者様を関与先様として管理させていただき、契約期間（1年）内に業務依頼があった場合には、原則としてお受けすることを約するものです。また、当事務所からの案内、簡易な税務相談や税務手続など関与先様に対する必要最低限のサービスを行います。

当事務所の基本契約は、個人名義で行うことを求めております。法人名義での契約を希望される場合につきましては、個人名義との連名でお受けしています。

法人として取引する場合、通常は法人名義で契約するのが当然の行為です。しかし、契約が法人名義のみの場合、代表者が必ずしも契約の意思決定に関わっているとは限りません。また、法人は法律により人格を付与されている組織です。人体を有しておらず、法人として実際に意思決定を行う、契約書に署名捺印を行うのは個人（自然人）の行為です。

そのため、法人の代表者の意思を確認する必要があることから、法人名義のみでの基本契約はお受けしておりません。

（業務契約について）

業務契約については、1業務ごと、1事業年度ごとに行っており、業務が終了した時点で業務契約が終了します。そのため、会計業務など継続する業務契約の締結にあたっては、1事業年度ごとに業務内容や料金の見直しを行うことができます。

4．料金の設定と値引について

（料金の設定について）

商品の売買であれば、商品の売値に対する原価がありますし、金額も他店と比較することができると思います。しかし、税理士業、行政書士業にはそのような原価はなく、料金も簡単には比較できません。そのため、どのような方法で料金を設定しているのか分からないと感じている依頼者様も多いと思います。そこで、当事務所では、次の項目を基準に料金設定を行っております。

⑴ 依頼者様からの依頼は、税理士、行政書士でなければできない業務か

⑵ 依頼者様から依頼された業務は、内容、難易度、複雑度、規模などにより、どのくらいの時間と労力を要するか

⑶ 依頼者様の要望に応えるため、依頼者様自身で行うべき業務や作業、負担すべき費用の肩代わりなど、他の依頼者様には行っていないことを特別に行ったか

⑷ 依頼者様の業務を行ったことにより、他の業務依頼をキャンセルするなどの支障や損失が生じたか

⑸ 依頼者様に請求する料金は他の事務所と比較して著しい階差が生じていないか

税理士業務に係る料金については、取引金額が大きくなりますと、業務に要する時間と責任の度合いも大きくなるため、平成１４年３月３１日を以って廃止された税理士会の税理士報酬規定を参考に、依頼者様の年間取引金額、所得金額、資本金、遺産総額などの金額を基準とした設定、他の事務所が設定している業務報酬規定及び公的な統計資料を考慮して設定するものとします。

また、行政書士業務に係る料金設定については、行政書士法第１０条の２第２項の規定に基づく報酬額統計調査を参考に、業務に係る料金の平均額又は最頻値の金額を基準として設定するものとします。

（料金の値引について）

当事務所では、原則として料金の値引には応じません。

そもそも、値引を求める依頼者様との間では信頼関係の構築は困難であり、たとえ関わりを持ったとしても長続きはしません。また、値引きを求める依頼者様が「手持ち資金が少ないなら値引します。」とか、「儲けが無いなら料金を安くします。」とか、このような取引はあり得ません。

ただし、依頼者様に提示させていただく料金が、当事務所が考える料金設定のあり方に著しく合わない場合に限り、依頼者様と十分に打ち合わせをさせていただいた上で料金を決定させていただきます。

５．出張料金について

（業務地域内の出張について）

当事務所では、依頼者様の事業所又はご自宅に訪問させていただいて業務を行うことを前提としておりますが、それ以外でもいろいろな業務で頻繁に出張しております。依頼者様のご協力をいただて日程の調整ができれば、依頼者様の事務所又はご自宅へ効率よく訪問させていただくことが可能となり、経費削減につながるものと考えています。そのため、業務地域内の出張料金については、原則として無料とさせていただいております。なお、当事務所の訪問を希望されない場合につきましては、ご遠慮なくお伝えください。当事務所の業務の都合上、どうしても訪問させていただく必要がある場合を除き、訪問は控えさせていただきます。ただし、訪問不要による料金の値引はありません。

（業務地域外への出張について）

依頼者様からご依頼を受けた業務の内容によっては、現地確認などで業務地域外への出張が

必要になる場合があります。その場合の出張料金につきましては、当事務所から目的地までの往復の旅費交通費、諸経費などの出張料金を請求させていただきます。

（出張の禁止又は自粛の基準について）

令和2年春、新型コロナウイルス感染症の流行を原因とする緊急事態宣言の発令に伴い、不要不急の外出を控えるよう求められました。当事務所では、業務に従事する者の生命及び身体の安全を確保し、依頼者様からお受けした業務依頼を円滑に遂行するための対応が必要であると考えています。

そこで、依頼者様のご自宅又は事業所若しくは依頼者様が指定する場所への出張について、真にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、次のいずれかに該当する場合には出張を禁止又は自粛します。

⑴ 緊急事態宣言又はこれに準ずる措置が発令され、これが解除されていない場合

⑵ 大雨、洪水、台風など災害の危険性のある警報が発令され、これが解除されていない場合

⑶ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など、感染力が高い感染症の流行によって濃厚接触の状況が避けられない場合

⑷ 当事務所の周辺約1キロメートル圏内の道路が災害、事故、積雪などにより通行できない場合

⑸ 業務に従事する者の生命及び身体の安全を確保するためには出張を禁止することが適当である場合

6．個人情報の取扱いについて

（基本的な考え方）

当事務所が職務上知りえた個人情報については、税理士法、行政書士法により守秘義務が課せられております。依頼者様の個人情報は、本人からの明確な意思表示があった場合（依頼者様が指定する者に開示を承諾する旨の文書を提出していただいている場合）又は法令の定めに基づく権限がある機関からの開示請求があった場合を除き、本人以外には開示いたしません。マイナンバーに関する取扱いについても同様に行っていきます。

（電話による個人情報の照会について）

依頼者様の個人情報について電話照会があった場合については、個人情報の漏洩防止の観点から、基本的には回答いたしません。これは、本人になりすまして電話をすることが可能であり、本人の顔が見えないため、電話主が本人であるかどうかを確認する手段がないためです。しかし、依頼者様の状況によっては緊急な事情もあることから、一定の要件に該当する場合に限り、柔軟

に対応したいと考えております。

7. 士業への関わり方について

（士業に携わる先生方との関係について）

かなり高度な専門的知識を要する業務又は他の士業が扱う業務の依頼、そして、当事務所において不測の事態が発生した場合については対応できません。このような場合、依頼者様には多大なご迷惑をお掛けすることになりますが、一時的に他の税理士先生や然るべき士業の先生に業務をお願いしなければならなくなります。当事務所ではいろいろな事態を想定し、依頼者様には多大なご迷惑をお掛けすることがないよう、日頃から士業の先生方との協力又は連携ができる関係を構築していきたいと考えております。

（他士業の兼業について）

当事務所が専門とする税理士業務以外のものについては、それぞれの専門職にお願いするのが依頼者様にとっては良いことではないかと思います。ただ、税理士は行政書士となる資格を有しますので、行政書士会への登録によって行政書士としての業務もできます。税務に関連する書類の中で、行政書士の業務である法人の設立、税務当局以外の官公庁に提出する開業届出書、遺産分割協議書などの書類が作成できるようになりますので、依頼者様に対するワンストップサービスの観点から、依頼者様からのご依頼があれば前向きに行っていきたいと考えています。

8. 依頼者様の代理人としての立場について

官公庁に対して攻撃的な輩は少なからず存在します。例えば、官公庁の指導や説明に対して重箱の隅を突くようなことをするとか、官公庁の行為や些細なミスをインターネットで大々的にPRするとか。何か個人的な恨みでもあるのではと思うくらいの非常識な攻撃や犯罪紛いの行為もあります。個人の主義主張に基づいた行為の是非を述べるのは控えさせていただきますが、こうした行為を税理士、行政書士の立場でやることは、税理士、行政書士の品位や信用を失墜させ、依頼者様にまで悪影響を及ぼす可能性があります。官公庁に対しては、協力すべきところは協力する、争うべきところは争うというような是々非々の対応で臨みたいと考えています。

9. 税務当局との関係について

税理士は「公平中立」の立場が求められる職業です。しかし、実際は依頼者様（納税者）寄りになるのは当然のことです。仕事をしてお金をいただくのは依頼者様からであって、税務当局からではありません。また、税理士はあくまでも依頼者様の代理人であって、税務当局に手続をするのも、実際に納税するのも、全て依頼者様の責任になります。業務にあたっては、依頼者様の

意思を十分に確認したうえで税務当局との対応を考えていくとともに、依頼者様が税務当局と対等に渡り合えるお手伝いができればと考えています。

（国税OBの税理士として）

私は国税OBの税理士です。国税当局にお世話になったことに対する感謝の気持ちは持っております。私は、税理士としての社会的役割や責任をしっかり果たしていくことが、お世話になった国税当局に対しての恩返しになるのではないかと考えています。

依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則

第1章　総則

第1条（通則の趣旨と効力）

① この通則「依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則について」（以下、通則とします。）は、依頼者様と当事務所との間で締結させていただく契約に関する解釈、依頼者様に対して行う業務に関する条件や取扱い、当事務所の経営に関する基本事項を定めるものです。

② 当事務所は、次の一に該当する場合に限り、依頼者様と締結した基本契約の文書に記載する条項及びこの通則の定めに反しない範囲において別途定めることができるものとします。

一　この通則に根拠となる定めがあるとき

二　この通則に何ら定めがないとき

③ この通則は、依頼者様と締結させていただく基本契約の文書に記載する条項に基づき、基本契約書と同一の効力を有します。

④ 基本契約を締結していない依頼者様が当事務所と業務契約を締結したときは、当事務所が別途定める場合を除き、この通則の適用を受けるものとします。

⑤ 依頼者様は、この通則及び当事務所が別途定める細則等の適用、解釈に対して異議を主張することができないものとします。

第2条（名称）

① 当事務所の名称は、次の各号のとおり称します。

一　税理士業務（税理士業務に附帯又は附随する業務を含みます。）においては、佐藤誠三税理士事務所と称します。

二　行政書士業務（行政書士業務に附帯又は附随する業務を含みます。）においては、行政書士佐藤誠三事務所と称します。

② 前項各号以外の業務における当事務所の名称は、別途定めます。

第3条（業務時間、休業日）

① 当事務所の業務時間は、8時30分から17時までの時間帯とします。

② 当事務所は、次の各号に定める期間を休業日とします。

一 1月1日から1月4日までの期間

二 8月11日から8月18日までの期間

三 12月28日から12月31日までの期間

③ 前項各号に定める期間以外の休業日については、別途定めます。

第4条（業務地域）

① 当事務所は、長崎市（旧外海町、旧琴海町を除く）、長与町、時津町の各市町のうち、離島を除く地域（長崎市の旧高島町の地域を除く）を業務地域とします。

② 当事務所は、依頼者様が在住する地域からの要請に応える必要があると認めるときは、長崎税務署管内（前項の地域を除く）、諫早税務署管内、島原税務署管内の地域（ただし、各税務署管内の離島地域を除く）を業務地域に準じて対応するものとします。

第5条（当事務所に関する事項）

① 当事務所の業務内容、組織、業務実施要領、従事者等に関する事項については、別途定めます。

第5条の2（業務を依頼する方の呼称と定義）

① 当事務所に税理士業務を依頼する方を次のとおり呼称し定義します。

一 依頼者様とは、当事務所に業務を依頼される全ての方をいい、基本契約の有無は問いません。

二 関与先様とは、依頼者様のうち、当事務所と基本契約を締結されている方をいいます。

三 要支援者様とは、個人の依頼者様のうち、税務支援の対象として当事務所が認める方をいいます。

② 当事務所に行政書士業務を依頼する方は、前項各号に関係なく依頼者様とします。

第2章 契約全般に関する事項

第6条（契約の概要）

① 当事務所で定める契約の種類は、次の各号とします。

一 基本契約

二 業務契約

② 基本契約とは、当事務所がこの通則又は別途定める業務について、当事務所が定める要件を満たした依頼者様が当事務所に対して業務を依頼する意思があること、当事務所は依頼者様からの業務を受ける意思があることを確認するために締結するものとします。

③ 業務契約とは、依頼者様から依頼された業務について、当事務所が定める条件に基づき、依頼者様から対価を得て受けることを約するために締結するものとします。

④ 当事務所は、依頼者様との契約締結にあたり、依頼者様に対して事前に契約内容と通則について説明し、依頼者様の承諾を得るものとします。

第 6 条の 2（契約の要件）

① 依頼者様は、当事務所と契約を締結するにあたっては、次の各号の全てに該当することを要件とします。

一 当事務所の業務地域内に事業所又はご自宅を有していること

二 当事務所が信用するに値すると認める者又は組織からの紹介であること

② 前項の要件に該当しない場合において、法令の定めによりお受けする義務があるとき又は当事務所の税理士が相当の事情があると認めるときは、前項に定める要件に該当するものとみなします。

第7条（契約の拒否、解除の要件）

① 依頼者様が次の一に該当する又は該当すると思われるときは、当事務所は契約を拒否し、すでに契約を締結している場合にはこれを解除します。

一 法令又は公序良俗若しくは公共の利益に反する活動を展開又は組織を構成若しくは支援（支持）している場合

二 契約の目的が諜報活動又は何らかの活動や運動への勧誘や勧奨である場合

三 支払義務の不履行が常習化している場合（ただし、債権者との誓約に基づいて履行されている場合を除く。）

四 当事務所の信用低下又は業務への支障若しくは不利益を被る可能性があるなど、契約し難い事情がある場合

五 認知症、精神疾患などによって判断能力が十分ではない場合（法定代理人がいる場合を除く。）

六 依頼者様との契約を締結しこれを維持する理由がないと認められる場合

② 当事務所は、依頼者様との契約を解除する場合については、依頼者様に対して、事前に口頭又は文書によりその旨を予告するものとします。

第7条の2（反社会的勢力の排除）

① 依頼者様は、当事務所に対して、次の各号の事項を確約しなければならないものとします。

一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。

二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含みます。）が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、当事務所との契約を締結するものでないこと

四 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと

② 当事務所は、依頼者様が次のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せずして、契約を解除することができるものとします。

一 前項1号又は2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

二 前項3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

三 前項4号の確約に反する行為をした場合

③ 当事務所は、次の法律の適用を受ける団体及びその構成員（支援（支持）する者を含みます。）を反社会的勢力とみなします。

一 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）

二 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）

第8条（他の税理士等との契約）

① 当事務所は、依頼者様から税理士法に定める業務（税務当局への提出の有無に関わらず法令の適用を受ける届出書の作成を除く。）の依頼があった場合において、依頼者様がすでに他の税理士と契約を締結しているときは、真にやむを得ない事情があると当事務所が認める場合を除き、これを受けないものとします。

② 依頼者様が青色申告会、法人会などの税務関係団体の会員資格を有するときは、前項の定めを準用します。

③ 依頼者様がすでに他の税理士と契約を締結している場合において、当事務所に行政書士法に定める業務の依頼があったときは、他の税理士が行政書士を兼業している場合を除き、原則としてこれを受けるものとします。

第3章 基本契約に関する事項

第9条（基本契約の概要）

① 依頼者様が、基本契約を締結し、基本契約に係る料金（以下、「基本契約料」といいます。）の支払を行うことにより、当事務所は依頼者様を関与先様として登録し、管理します。

② 基本契約は、個人の依頼者様のみ行うことができるものとします。

③ 基本契約は、個人の依頼者様と当事務所との一身専属のものとし、この通則に定めがある場合を除き、他の者への継承は認めないものとします。

④ 当事務所における依頼者様との契約締結の日は、契約を締結する書面に依頼者様が署名捺印又は記名押印をして意思表示を行った日とします。

⑤ 業務に関する具体的な依頼と契約については、別途定める手続を要するものとします。

第９条の２（個人以外との基本契約の締結）

① 個人の依頼者様は、その選択により、個人の依頼者様と個人の依頼者様が代表権を有する役員の立場にある法人との連名で基本契約を締結することができるものとします。

第１０条（基本契約期間）

① 依頼者様との基本契約期間は、毎年１０月１日（0時）から翌年９月３０日（２４時）（以下、時間は省略します。）までの１年間とします。

② 依頼者様が基本契約期間の中途で基本契約を行った場合については、原則として契約日からそれ以降に到来する9月30日までとします。

第１１条（基本契約料）

① 基本契約料は１年間の料金として別途定める金額を一括して支払うものとします。ただし、当事務所の裁量によって分割払いにすることができるものとします。

② 基本契約期間の中途で新規に契約を締結する場合の基本契約料は、別途定めます。

③ 新規の基本契約期間が6ヶ月以下（契約月が４～９月）であるときは、翌基本契約期間分と合わせて請求することができるものとします。

④ 基本契約料には、この通則及び別途定める業務以外の全ての業務に関する料金は一切含まれないものとします。

⑤ 当事務所と新規に基本契約を締結される依頼者様のうち、別途定める要件に該当する場合については、別途定める金額を基本契約料に加算します。

⑥ 基本契約料として収受した料金は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第１２条（基本契約が適用される家族の範囲）

① 関与先様は、関与先様の家族（ここでいう家族の範囲は、配偶者、1親等の血族又は姻族、同居する2親等の血族又は姻族、関与先様の被後見人等、関与先様が代表権を有する役員の

立場にある法人とします。以下、同じとします。）に関する業務を依頼することができるものとします。

② 関与先様の家族は、関与先様を通じて当事務所との契約を締結することができるものとします。

第13条（基本契約の手続）

① 第6条の2第1項の要件を満たす依頼者様から基本契約の意思表示がなされたときは、これを確認した日の翌日から28日以内に審査し、依頼者様と面談日時の打ち合わせを行うものとします。なお、当事務所が基本契約を拒否する場合については、必要に応じて依頼者様にその旨を連絡するものとします。

② 当事務所の税理士又は行政書士が依頼者様の事業所又はご自宅にお伺いし、依頼者様の概要や依頼内容についてお尋ねし、当事務所に関する説明をいたします。

③ 前項の面談に基づき、面談日の翌日から28日以内に当事務所から基本契約の諾否について連絡いたします。なお、当事務所が面談時において基本契約の諾否を即決することを妨げません。

④ 依頼者様は、前項の面談後に当事務所が基本契約に応諾する旨の意思表示を行った日（文書を郵送する場合については、発送日の翌日から7日目）の翌日から28日以内に基本契約の手続を行うものとします。

⑤ 依頼者様が前項の手続をしなかったときは、当事務所との基本契約を締結する意思がないもとみなします。なお、その場合の当事務所の意思表示として、依頼者様に対して、基本契約を締結しない旨の文書を通知するものとします。

第14条（基本契約の更新）

① 基本契約の更新手続を行った場合におけるその後の基本契約期間は、第10条第1項に定める期間とします。

② 関与先様は、当事務所との基本契約を更新する場合については、当事務所が関与先様に対して通知する文書において指定する期間中に基本契約料を支払うものとします。

③ 更新手続のため、更新する書面に関与先様が署名捺印又は記名押印をして意思表示を行うことを省略することができるものとします。

第14条の2（基本契約の延長）

① 当事務所は、基本契約期間が満了する日（9月30日。以下、日付は省略します。）において、関与先様との業務契約に係る業務がその後も継続するときは、業務契約が終了する時期まで

基本契約期間を延長することができるものとします。

② 前項の場合の手続は、前条第2項及び第3項の定めを準用するものとします。

③ 基本契約の契約延長期間内に基本契約の更新手続が行われた場合、第10条第2項の定めを準用するものとします。

第14条の3（基本契約の終了）

① 関与先様は、当事務所との基本契約を更新しない場合については、第14条第2項の手続を行わないことにより、基本契約の契約期間の満了を以って終了することができるものとします。

② 基本契約期間の中途において、個人の関与先様が死亡した場合については、別途定める場合を除き、死亡日を以て当事務所との基本契約が終了したものとします。

③ 関与先様は、基本契約期間の中途において、当事務所との基本契約を解除する場合については、簡単な方法により行うことができるものとします。

④ 当事務所は、基本契約期間が満了する日を以って関与先様との基本契約を終了させる場合については、関与先様に対して、文書によりその旨を通知するものとします。

⑤ 当事務所は、基本契約期間の中途において、この通則に定める事由により関与先様との基本契約を解除する場合については、前項の定めを準用するものとします。

⑥ 個人の依頼者様との基本契約が終了した場合、この通則に定める事由に該当する場合を除き、第9条の2の法人との基本契約も同時に終了するものとします。

⑦ 当事務所は、関与先様との基本契約が終了したときは、依頼者様に対して、速やかに文書によりその旨を通知するものとします。

第15条（基本契約の継承）

① 個人の関与先様が締結する当事務所との基本契約は、個人の依頼者様のみが継承できるものとします。

② 個人の関与先様が締結する当事務所との基本契約を継承したい場合については、別途定める方法により、当事務所の承諾を得なければならないものとします。

第16条（関与先様が第9条の2の法人の代表権を喪失した場合）

① 基本契約期間の中途において、関与先様が第9条の2の法人の代表権を喪失した場合における第9条の2の法人との基本契約については、この通則に定める事由に該当する場合を除き、当該喪失日以降に到来する基本契約期間の満了を以て終了するものとします。

② 前項の事由によって新たに代表権を有する役員の立場になった者は、この通則に定める事由に該当する場合を除き、関与先様としての地位は有しないものとします。

第4章　業務契約に関する事項

第17条（業務の依頼と契約）

① 依頼者様は、当事務所への業務依頼にあたっては、十分な時間的余裕を持って行うものとします。

② 当事務所は、依頼者様が当事務所に対する債務を清算していないときは、新たな業務契約の締結を制限することができるものとします。

③ 当事務所は、関与先様が次の各号のいずれにも該当するときは、新たな業務契約の締結を制限することができるものとします。

一　業務契約の時期が、基本契約が満了する日の属する月であること

二　基本契約の更新又は延長の手続を行っていないこと

④ 当事務所は、依頼者様からの業務の依頼を受ける用意がある時は、業務を実施する前に、当事務所が別途定める料金に基づいて計算した見積書を依頼者様に提示しなければならないものとします。ただし、料金が少額であるとき又は見積書が提示できない事情があるときは、これを省略することができるものとします。

⑤ 業務契約について、原則として文書を2通作成し、依頼者様及び当事務所が署名捺印又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。ただし、料金が少額であるとき又は文書による契約ができない事情があるときは、簡易な方法によることができるものとします。

⑥ 業務契約の締結後において、次の一に該当する事由が生じたことによって依頼者様に対して提示した料金では対応できないときは、業務契約の解除を含む見直しを検討するものとします。

また、依頼者様から料金を分割して請求しているときは、これを停止するものとします。

一　業務契約に基づいて行う業務の進捗状況が良くないことにより、その後の業務に支障が生じる可能性があるとき

二　業務契約の一部又は全部が解除になったとき

三　この通則又は別途定める契約の解除要件に該当するとき

⑦ 前項の業務契約の見直しによって生じた料金の過不足額については、依頼者様と当事務所は異議なくこれを精算することに合意するものとします。

第18条（業務の実施）

① 当事務所は、依頼者様から依頼された業務を行うために依頼者様の事業所又は自宅を訪問し、依頼者様及び担当者様と面談し、業務に当たるものとします。なお、依頼者様への訪問日時などの詳細については、依頼者様と当事務所との協議のうえ決定します。

② 依頼者様又は当事務所の事情により、依頼者様の事業所又は自宅で業務ができないときは、依頼者様と当事務所との協議のうえ、依頼者様又は当事務所が合意した場所に変更することができるものとします。

③ 依頼者様が依頼された業務の円滑な実施のため、当事務所の要請に対して協力しなければならないものとします。

第19条（法令の遵守と官公庁に対する協力）

① 当事務所は、職業専門家として最善の注意を持って業務を遂行するとともに、依頼者様から、偽りその他不正な行為により権利を得又は義務を免れるための書類の作成依頼、相談等には応じないものとします。

② 依頼者様は、当事務所の業務において必要があると認められる事項について、事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装する行為をしてはならないものとします。

③ 依頼者様は、官公庁が依頼者様に対して、法令の規定に基づく権限で行われる公務の執行について、依頼者様に法令の規定に基づく正当な理由がある場合を除き、当事務所の助言に基づいてこれに協力するものとします。

第20条（責任の所在）

① 書類の作成及び提出についての最終的な責任は、依頼者様にあるものとします。

第21条（資料の作成及び提供）

① 依頼者様は、依頼者様の責任と負担において、業務を行うために必要な書類、記録、説明、その他の資料（以下、「資料」とします。）の一切を取り揃え、十分な時間的余裕を持って当事務所に提供するものとします。

② 依頼者様は、当事務所から請求があったときは、遅滞なく資料を提供しなければならないものとします。

③ 依頼者様が提供する資料に不足、不備、誤り及び提供の遅延等に起因する不利益、依頼者様が資料を提供しなかったことに起因する不利益については、依頼者様の責任とします。

第22条（事前通知）

① 依頼者様は、依頼者様の事業活動のうち財政事情、経営成績、納税額に大きな影響を与える行為（例えば、建物の建設、設備購入などの多額の設備投資、事業組織の変更、役員の報酬等の変更、役員の変更、株主の移動など）をする場合には、事前に十分な時間的余裕を持って当事務所に通知しなければならないものとします。

② 当事務所は、依頼者様が前項の事前通知を怠った場合における不利益について、その責任

を負わないものとします。

第23条（説明責任）

① 当事務所は、依頼者様の業務を行うにあたり、処理方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要がある場合や相対的な判断を行なう必要があるときは、依頼者様にこれを説明し、その承諾を得なければならないものとします。

② 当事務所が行った前項の説明について、依頼者様がこれを承諾した場合において、当該事項に関する責任の所在を明らかにするために当事務所が必要と認めるときは、当該事項に関する文書を2通作成し、依頼者様と当事務所が署名捺印又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

第24条（業務の委託）

① 当事務所は、依頼者様から依頼された業務について、法令により制限を受ける場合又はかなり高度な専門知識を要する場合若しくは当事務所の事情により対応が困難な場合については、依頼者様と当事務所との協議のうえ、他の税理士又は弁護士、司法書士、不動産鑑定士、行政書士等の専門職に業務を委託することができるものとします。

② 依頼者様のために行う専門職の業務に係る契約の締結及び料金のお支払は、依頼者様が行うものとします。

第25条（依頼者様からの業務契約の解除）

① 依頼者様は、業務契約期間の中途において当事務所との業務契約を解除する場合については、当事務所に対してその旨を通知するものとします。

② 当事務所は、依頼者様から前項の通知を受けた日の翌日から28日以内に業務契約の清算を終了させるものとします。

第5章 情報の取扱いに関する事項

第26条（守秘義務）

① 当事務所は、依頼者様の業務において知り得た情報については、依頼者様の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

② 依頼者様の情報は、依頼者様からの明確な意思表示があった場合又は法令に基づく権限による開示請求があった場合を除き、依頼者様以外には開示いたしません。

第27条（依頼者様の書類、資料の取扱い）

① 当事務所は、依頼者様の大切な書類、資料を外で紛失することを防ぐため、依頼者様から書類、資料の現物は原則として借用しないものとします。

② 依頼者様又は当事務所の事情により、依頼者様の書類、資料を借用する必要があるときは、原則として借用書を発行して依頼者様に交付しなければならないものとします。ただし、依頼者様から文書により承諾を得ている場合については、これを省略することができるものとします。

③ 当事務所は、依頼者様から借用した書類、資料については、借用した日の翌日から56日以内に返却することを原則とします。なお、借用の延長が必要な場合については、一旦返却手続を行った上で再度借用するものとします。

第27条の2（依頼者様の特定個人情報等の取扱い）

① 当事務所は、依頼者様から開示又は提供された個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を適切に取り扱うものとします。

② 当事務所は、依頼者様から提供を受けた特定個人情報等を他に漏らし、又は窃用してはならないものとします。

③ 当事務所は、依頼者様の業務において特定個人情報等の開示又は提供を要するときは、依頼者様に対して文書により承諾を得なければならないものとします。

第28条（依頼者様に関する電話照会）

① 依頼者様の情報について電話照会があった場合については、情報の漏洩防止の観点から、次のとおり取扱うものとします。

一 依頼者様又は依頼者様が指定した家族の場合については、照会内容を確認し、後刻、当事務所に登録された電話番号に架電して回答するものとします。

二 官公庁からの場合については、照会内容を確認し、後刻、当事務所が電話帳等で確認した代表電話番号又は担当部署の電話番号に架電して回答するものとします。

② 前項以外の場合については、依頼者様と当事務所との協議のうえ、対応するものとします。

第6章 料金に関する事項

第29条（料金の設定）

① 依頼者様から依頼を受けて行う業務に係る料金については、別途定めます。

第30条（料金の交渉）

① 当事務所が業務に着手する前に提示した料金について、料金に見合う業務時間と実際の業務時間との間に大幅な階差が生じると見込まれる場合に限り、依頼者様との協議又は当事務所の裁量により料金を決定するものとします。

第31条（出張料金）

① 依頼者様から依頼された業務を行うために出張する必要があるときは、原則として出張料金をお支払いいただくものとします。

② 出張料金は、目的地までの運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の目的地までの経路及び方法に基づいて支出した実費相当額とします。

③ 出張料金は、交通費、旅費、宿泊費に区分するものとします。

第31条の2（交通費）

① 当事務所が定める業務地域内の日帰り出張に係る交通費については、別途定める要件に該当する場合を除き、これを無料とします。

第32条（旅費）

① 依頼者様から依頼された業務のために出張する必要がある場合において、次の各号の一に該当するときは、旅費を請求することができるものとします。

一 当事務所を正午以前に出発しなければ目的地に到着できないとき

二 目的地での業務の終了時間が概ね20時以降、かつ、当事務所への到着時間が概ね22時以降になるとき

三 業務地域外へ出張するとき

② 旅費を請求するときは、1日あたり別途定める金額を諸経費に加算することができるものとします。

第32条の2（宿泊費）

① 宿泊施設を使用する場合、宿泊地から目的地までの移動時間、宿泊地での作業効率や書類管理など、業務全般を考慮して選定するものとします。

② 車中泊又は船中泊となる公共交通機関を使用する場合において支払う料金については、特別料金の部分を宿泊料金とみなし、それ以外の部分を旅費とします。

③ 宿泊費を請求するときは、1泊あたり別途定める金額を諸経費に加算することができるものとします。

第33条（料金の支払時期）

① 料金は、業務に着手する前までに当事務所が指定する金額をお支払いただくものとします。

② 料金の精算は、依頼された業務が終了した日以降、当事務所が指定する日までに行うものとします。

③ 依頼者様は、当事務所に対して、基本契約期間中に依頼する予定のある業務の料金について、これを見込額として事前にお支払いただくことができるものとします。なお、当事務所は

これを無利息でお預かりするものとします。

第34条（料金の支払と附随費用）

① 料金の支払方法は、原則として、口座振替又は当事務所が指定する預貯金口座への振込によるものとします。

② 当事務所に対して支払うべき料金に付随する費用については、原則として依頼者様が負担するものとします。

第35条（遅延利息の支払）

① 依頼者様は、料金の支払が、当事務所が定める期日を過ぎたときは、支払期限の翌日から支払日までの期間分の遅延利息を支払うものとします。

② 遅延利息の利率は、1日につき料金の0．008％（年利2．92％）を超えてはならないものとします。

第36条（遅延利息の支払免除）

① 前条に定める遅延利息について、次の各号の一に該当するときは、これを免除します。

一 遅延利息の計算期間が15日に満たないとき

二 遅延利息を免除すべき事情があるとき

第7章 端数処理に関する事項

第37条（料金の計算における端数処理）

① 依頼者様に対して料金を請求する際の端数調整については、依頼者様の著しい不利益にならない範囲で当事務所の裁量により行うものとします。

第38条（業務に要した時間の計算における端数処理）

① 業務に要した時間を計算する場合については、30分を1単位とします。

② 業務に要した時間に30分未満の端数があるときは、10分未満の場合は切捨て、10分以上の場合は切上げして30分単位に調整するものとします。ただし、業務に要した時間が10分未満のときは、0．5単位とします。

第8章 通則及び細則等の制定改廃に関する事項

第39条（通則及び細則等の改廃）

① この通則は、関与先様と締結した基本契約の文書に記載する条項に反しない範囲において、これを改廃することができるものとします。

② 当事務所が定める細則等は、関与先様と締結した基本契約の文書に記載する条項及びこの通則の定めに反しない範囲において、これを改廃することができるものとします。

第40条（関与先様への通知）

① この通則の改廃又は当事務所が定める細則等の制定改廃を行ったときは、関与先様に対して、その旨を文書により通知しなければならないものとします。

② 前項の通知は、当事務所が管理運営するウェブサイトへの公開による方法に代えることができるものとします。

第41条（関与先様への通知の省略）

① この通則又は当事務所が定める細則等を改定した場合において、次の一に該当するときは、関与先様への通知を省略することができるものとします。

一 誤字、脱字、衍字（えんじ）の修正によるもの

二 関与先様に不利益が生じる可能性がないもの

第42条（適用の猶予）

① この通則の改廃又は当事務所が定める細則等の制定改廃があった場合において、関与先様の基本契約期間が満了していないときは、関与先様の基本契約の満了日又は別途定める日まで適用を猶予することができるものとします。

第43条（個別契約）

① 関与先様は、当事務所がこの通則又は細則等を改廃したことによって著しい不利益が生じるときは、この通則又は当事務所が定める細則等によらない契約の締結を求めることができるものとします。

② 当事務所は、当事務所の経営のために必要があると認められるときは、依頼者様に対して、この通則又は当事務所が定める細則等によらない契約を締結することができるものとします。

③ 依頼者様と当事務所との間において、この通則又は当事務所が定める細則等によらない契約の締結について合意したときは、その旨の文書を2通作成し、依頼者様と当事務所が署名捺印又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

第9章 疑義、紛争の解決に関する事項

第44条（疑義等の協議）

① 当事務所との契約について疑義等が生じたときは、この通則又は当事務所が別途定める細則等に定めがある場合を除き、法令又は慣習若しくは依頼者様と当事務所との協議を経て解決するものとします。

② 前項の疑義等の結論については、当該疑義等に対する個別の取扱いとして限定されるものとし、その後に発生する同様の疑義等の結論を拘束するものではないことを依頼者様と当事務所

は承諾するものとします。

第45条（損害賠償）

① 依頼者様から時間的余裕をもって正確で十分な資料情報等が提供されているにもかかわらず、当事務所の不適切な業務遂行によって依頼者様に対して損害を与えたときは、依頼者様が本来負担すべき部分を除き、これを賠償するものとします。ただし、当事務所が負う損害賠償は、当該業務に係る料金の範囲内とします。

② 損害賠償の程度が前項の範囲を超えるときは、依頼者様と当事務所との協議のうえ、合意した金額を賠償するものとします。

③ 当事務所が法令に基づいて依頼者様の情報を開示したことによって、依頼者様が損害等の不利益を被った場合については、守秘義務違反に当たらない適法な行為として、当事務所は依頼者様に対して賠償いたしません。

第46条（専属的合意管轄）

① 依頼者様及び当事務所は、裁判上の紛争が生じたときは、当事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

（附則）平成28年12月26日

第1条

① この規約は平成29年1月1日に施行します。ただし、当事務所と基本契約を締結していないお客様に対しては、この規約を制定した日から適用することができるものとします。

（附則）平成30年5月28日

第1条

① この規約は平成30年5月28日に施行します。

（附則）平成31年3月17日

第1条

① この規約は平成31年3月17日に施行します。

（附則）令和2年6月12日

第1条

① この通則は令和2年6月12日に施行します。

第2条

① この通則の施行日前日までに締結された基本契約のうち、法人の業務契約を締結された関与先様分については、第9条第2項ただし書の基本契約とみなします。

第3条

① 前条の適用を受ける関与先様は、施行日以降に到来する基本契約の更新は文書により行うものとします。

（附則）令和4年9月6日

第1条

① この通則は令和4年9月6日に施行します。

第2条

② この通則の施行日前日において当事務所と基本契約を締結している関与先様への適用については、令和5年9月30日まで猶予することができるものとします。

（附則）令和7年3月30日

第1条

① この通則は令和7年3月30日に施行します。

（ 以 下 余 白 ）